

改正後	現行
<p style="text-align: right;">子 発 1004 第 5 号 令 和 元 年 10 月 4 日 [一部改正] 子 発 0308 第 6 号 令 和 3 年 3 月 8 日 <u>子 発 0218 第 5 号</u> <u>令 和 4 年 2 月 18 日</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について</p> <p>児童養護施設について、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア）での養育体制の充実を図るため、別紙のとおり、児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算<u>等</u>実施要綱を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p style="text-align: right;">子 発 1004 第 5 号 令 和 元 年 10 月 4 日 [一部改正] 子 発 0308 第 6 号 令 和 3 年 3 月 8 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について</p> <p>児童養護施設について、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア）での養育体制の充実を図るため、別紙のとおり、児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算実施要綱を定め、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

(別紙)

児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算等実施要綱

1. 目的

児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された生活単位での養育体制の充実を図るとともに、当該生活単位に対する本体施設の支援体制を強化することにより、小規模かつ地域分散化された施設を推進することを目的とする。

2. 対象施設等

- (1) 地域小規模児童養護施設
 (2) 定員4名から6名の分園型小規模グループケア（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」による小規模グループケアをいう。以下同じ。）

3. 職員

(1) 小規模かつ地域分散化加算

地域小規模児童養護施設又は定員4名から6名の小規模グループケア（以下、地域小規模児童養護施設等という。）に必要な職員に加え、定員規模に応じて専任の職員として各生活単位につき児童指導員又は保育士を次のとおり加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

- ・定員4名の生活単位の場合 児童指導員又は保育士・・・1名加配
- ・定員5名の生活単位の場合 児童指導員又は保育士・・・最大2名加配
- ・定員6名の生活単位の場合 児童指導員又は保育士・・・最大3名加配

なお、当該職員については、加算対象施設等の専任の職員とし、本体施設の勤務ローテーションに入らないこと。

(2) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算

本体施設に地域小規模児童養護施設等に対するバックアップ職員1名を加配し、次に掲げる支援を行うこと。

- ・子どもの養育状況や職員間の人間関係等について、地域小規模児童養護施設等と本体施設の間での情報共有を徹底すること。
- ・地域小規模児童養護施設等の運営に対する適切な関与と必要に応じた支援の介入等、マネジメントに関する支援を行うこと。
- ・地域小規模児童養護施設等の職員のスーパーバイズを行うこと。
- ・地域小規模児童養護施設等の職員の悩み・ストレスを傾聴する等、メンタルヘルスに関する支援を行うこと。
- ・子どもの養育について、地域小規模児童養護施設等の職員だけでは対応困難な事案が発生した際の養育の応援支援を行うこと。
- ・地域社会との関係性の構築に関する支援を行うこと。
- ・その他、地域小規模児童養護施設等の養育上必要な支援を行うこと。

4. 留意事項

この通知に基づき、「小規模かつ地域分散化加算」及び「地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算」による職員配置を行う者は、次の要件をすべて満たしたうえで、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に対して加算認定の申請を行い、都道府県知事の認定を受けること。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、4月末時点での申請及び認定の結果を当局家庭福祉課長まで報告するとともに、その実績について、翌年度4月末日までに別紙様式2により当局家庭福祉課長まで報告すること。

(別紙)

児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算実施要綱

1. 目的

児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された生活単位での養育体制の充実を図ることにより、小規模かつ地域分散化された施設を推進することを目的とする。

2. 対象施設等

- (1) 地域小規模児童養護施設
 (2) 定員6名の分園型小規模グループケア（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」による小規模グループケアをいう。以下同じ。）

3. 職員

地域小規模児童養護施設又は定員6名の小規模グループケアに必要な職員に加え、専任の職員として各生活単位につき児童指導員又は保育士最大3名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、当該職員については、加算対象施設等の専任の職員とし、本体施設の勤務ローテーションに入らないこと。

4. 留意事項

この通知に基づく職員の配置を行う場合は、次の要件をすべて満たすこと。

改正後

- (1) 早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援を積極的に行っていること。
- (2) 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成を行っていること。
- (3) 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を進める計画を、人材育成も含めて策定していること。

5. 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

現行

- (1) 早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援を積極的に行っていること。
- (2) 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成を行っていること。
- (3) 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を進める計画を、人材育成も含めて策定していること。

5. 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

改正後

現行

別紙様式 1

番 号
(元号) 年 月 日

(新規)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長
児童相談所設置市

(元号) 年度児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算等の申請及び認定状況について

標記について、令和元年 10 月 4 日子発 1004 第 5 号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙の 4 に基
づき下記のとおり報告する。

1. 小規模かつ地域分散化加算

	地域小規模 児童養護施設	分園型小規模 グループケア	合計
小規模かつ地域分散化された 生活単位か所数	か所	か所	か所
加算申請か所数	か所	か所	か所
定員 4 名	か所	か所	か所
定員 5 名	か所	か所	か所
定員 6 名	か所	か所	か所
加算認定か所数	か所	か所	か所
定員 4 名	か所	か所	か所
定員 5 名	か所	か所	か所
定員 6 名	か所	か所	か所

2. 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算

児童養護施設数	うち小規模かつ地域分散化 された生活単位保有施設数	加算申請施設数	加算認定施設数
か所	か所	か所	か所

3. 児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算等認定施設一覧

番号	小規模かつ地域分散化された生活単位の施設名	定員数 (注1)	小規模かつ地域分散化加算の適用の有無	職員数 (注2)	本体施設名	地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算の適用の有無
(例)	a園	4名	○	4名	A園	○
	b園	6名	○	6名	A園	○
	a園	5名	○	5名	B園	×
	a園	5名	×	4名	C園	○
1		名		名		
2		名		名		
3		名		名		
4		名		名		
5		名		名		
6		名		名		
7		名		名		
8		名		名		
9		名		名		
10		名		名		
11		名		名		
12		名		名		
13		名		名		
14		名		名		
15		名		名		

(注1) 定員数欄には、毎年度4月1日時点又は小規模かつ地域分散化加算適用開始月初日時点における、小規模かつ地域分散化された生活単位ごとの定員数を記載すること。

(注2) 職員数欄には、毎年度4月1日時点又は小規模かつ地域分散化加算適用開始月初日時点における、小規模かつ地域分散化された生活単位ごとに配置された職員数（非常勤職員を含み、バックアップ職員等本体施設からの応援職員を除く。）を記載すること。なお、非常勤職員については常勤換算（※）を行ったうえで職員数に算定すること（非常勤職員が複数名配置されている場合は、合算して小数点第2位を四捨五入）。

※ 常勤換算は、非常勤職員の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割り返して算定することとする。

(例) 勤務時間週3日5時間の非常勤職員が2名配置されており、常勤職員の勤務時間が週5日8時間である場合
 $15時間（非常勤職員の勤務時間数） \div 40時間（常勤職員の勤務時間数） \times 2名 = 0.75名 \approx 0.8名$

別紙様式 2

番 号
 (元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
 指 定 都 市 民生主管部(局)長
 児童相談所設置市

(元号) 年度児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算等の実施状況について

標記について、令和元年10月4日子発1004第5号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙の4に基づき下記のとおり報告する。

1. 小規模かつ地域分散化加算(年間実績)

	地域小規模 児童養護施設	分園型小規模 グループケア	合計
小規模かつ地域分散化された 生活単位か所数	か所	か所	か所
加算申請か所数	か所	か所	か所
定員4名	か所	か所	か所
定員5名	か所	か所	か所
定員6名	か所	か所	か所
加算認定か所数	か所	か所	か所
定員4名	か所	か所	か所
定員5名	か所	か所	か所
定員6名	か所	か所	か所

2. 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算(年間実績)

児童養護施設数	うち小規模かつ地域分散化 された生活単位保有施設数	加算申請施設数	加算認定施設数
か所	か所	か所	か所

(新規)

3. 児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算等認定施設一覧（年間実績）

番号	小規模かつ地域分散化された生活単位の施設名	定員数 (注1)	小規模かつ地域分散化加算の適用の有無	職員数 (注2)	本体施設名	地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算の適用の有無
(例)	a園	4名	○	4名	A園	○
	b園	6名	○	6名	A園	○
	a園	5名	○	5名	B園	×
	a園	5名	×	4名	C園	○
1		名		名		
2		名		名		
3		名		名		
4		名		名		
5		名		名		
6		名		名		
7		名		名		
8		名		名		
9		名		名		
10		名		名		
11		名		名		
12		名		名		
13		名		名		
14		名		名		
15		名		名		

(注1) 定員数欄には、毎年度4月1日時点又は小規模かつ地域分散化加算適用開始月初日時点における、小規模かつ地域分散化された生活単位ごとの定員数を記載すること。

(注2) 職員数欄には、毎年度4月1日時点又は小規模かつ地域分散化加算適用開始月初日時点における、小規模かつ地域分散化された生活単位ごとに配置された職員数（非常勤職員を含み、バックアップ職員等本体施設からの応援職員を除く。）を記載すること。なお、非常勤職員については常勤換算（※）を行ったうえで職員数に算定すること（非常勤職員が複数名配置されている場合は、合算して小数点第2位を四捨五入）。

※ 常勤換算は、非常勤職員の勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で割り返して算定することとする。

(例) 勤務時間週3日5時間の非常勤職員が2名配置されており、常勤職員の勤務時間が週5日8時間である場合
 $15時間（非常勤職員の勤務時間数） \div 40時間（常勤職員の勤務時間数） \times 2名 = 0.75名 \approx 0.8名$